

平成29年度

社会福祉法人雫石町社会福祉協議会事業計画

近年、雫石町においても、少子・高齢化や人口減少の進行、単身世帯の増加等を背景として、地域における生活・福祉ニーズは増加かつ多様化しています。

さらには、住民同士のつながりが希薄化し、経済格差の拡大も相まって、社会的孤立や生活困窮、介護・子育てに対する不安など、既存の社会保障・社会福祉制度では十分に対応できない問題や、多様かつ複合的な要因による生活課題が身のまわりで顕在化しつつあります。

こうした状況のなかで、雫石町社会福祉協議会は、法人として持っている機能を最大限に発揮し、住民の抱える生活課題解決に向けて、地域住民、民生児童委員、ボランティア・NPO団体、社会福祉施設、専門機関や行政との協働体制をつくり、地域福祉推進に努めます。また、平成29年より開始される「介護予防・日常生活支援総合事業」においては、今まで社協が築き上げてきた地域福祉やボランティアコーディネート力を最大限発揮し、雫石町地域福祉計画との整合性を図りながら、制度では対応しにくいニーズに応える福祉サービス・活動を積極的に取り組んでいきます。

みんなが安心して
暮らせる地域づく
りの推進

住民の積極的なボラ
ンティア活動の推進

雫石町社会福祉協議会基本理念

『誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり』

みんなが安心して
利用できる福祉サ
ービスの充実

みんなが安全に暮
らせるまちづくり

栗石町社会福祉協議会重点事業

※各重点事業の横に担当を記載

- 法人…法人運営事業 ○地域…地域福祉活動事業 ○援護…援護活動事業
○VOC…ボランティア活動センター事業 ○団体…団体事務事業(日赤・共募含む)
○介護…介護保険事業

1. 法人運営の基盤強化

法人

法人運営の基盤整備を進め、経営体制の強化を図ります。

- (1) 理事会の開催(年6回予定)
- (2) 評議員会の開催(年2回予定)
- (3) 監査会の開催(年6回予定)
- (4) 外部監査の開催(年4回予定)
- (5) 情報公開及び苦情処理の解決に向けた迅速かつ適切な対応
- (6) 職員研修の実施による意識啓発の向上と適正な職員配置
- (7) 役職員研修の実施
- (8) 総合福祉センターの適正な管理運営

2. 経営基盤の安定と強化

法人

コンプライアンスを徹底し、公正かつ透明性の高い適正な経営を可能にする実効性のある組織体制を構築します。

その中でも、個人及び法人の社協会員数が停滞し、各種募金額等が減少する中で、公益性・信頼性の高い、効果的・効率的な事業活動を展開するためにも、安定的な財務基盤の確立と適切な財務管理・会計処理を行い、外部監査の積極的活用により、事業・財務に関する外部からのチェック機能を強化します。

また、福祉サービス利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスの提供に努め、利用者、地域とのコミュニケーションを図りながら、積極的な情報開示や情報提供等に努め、説明責任を果たします。

また、中長期の経営計画を策定し、経営の強化・効率化に努めてまいります。

3. 地域の福祉力の強化

地域

地域社会における福祉活動への理解と先駆的な実践活動を広めるために福祉大会を開催し、地域の福祉活動に功績のあった団体、個人の表彰を併せて行います。

また、地域福祉コミュニティ形成推進事業『お互いさま情報交換会』へ参加し、地域住民の生活課題の洗い出しや地域活動について情報を収集するとともに、地域コミュニティを中心とした福祉推進員の設置に向けて検討します。

《主な実施事業》

- ① 雫石町社会福祉大会の開催
- ② 新春交賀会の開催
- ③ お互いさま情報交換会への参加
- ④ 地域向け出前講座
- ⑤ 世代間交流事業の展開

4. 相談支援事業の充実

援護

一人ひとりの住民が抱える悩みごとや困りごとはライフステージや生活する地域社会によって、形は変えつつも、誰にでも起こりうるものです。

基本目標である『誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり』を具体化するためには、できるだけ身近な地域で生活課題を解決できるような「住民の支え合い」や「住民と専門職が協働する支援のネットワークづくり」をすすめることが求められます。

また、今年度も引き続き、相談支援事業に重点を置き、町民に対し身近な相談窓口として『困りごとがあったら社協へ』ということを知徹底し、困りごとに対しての道筋を導き出せるよう、弁護士をはじめとする相談所や専門職による相談所の開設を行います。

さらには、人口減少に歯止めをかけるため、町内の未婚の男女に出会いの機会を設け、結婚につながるよう支援をしていきます。

《主な実施事業》

- ① 雫石町総合相談所事業の実施(年6回開催)
法律相談・消費者生活相談・障がい者相談・人権相談・介護相談
- ② よろず相談所の実施(毎月開催)
- ③ 各種相談窓口の設置(随時)
- ④ 福祉の就職説明会の開催(年2回開催)
- ⑤ めぐりあい事業の実施(結婚相談支援事業)(年1回開催)
- ⑥ 生活困窮者相談会の実施(毎月開催)

5. 在宅福祉サービスの提供

地域

住民一人ひとりが地域社会から孤立することなく、その地域で安心して生活できるよう、町社協が中核となり、地域支援者と各ボランティア団体等が一体となって地域の生活課題に対応する各種サービスの提供・支援を行うよう努めます。

また、現行の制度で対象とならない、対応できないといったニーズや、制度で想定していなかった新たな福祉課題・生活課題に柔軟に対応できる仕組みとして制度外の事業の展開を実施します。

《主な実施事業》

① おでかけ援助サービス事業

要介護認定者、障がい者手帳の保持者が通院等に利用する際の支援を行います。

② 昼食サービス事業

65歳以上の一人暮らし世帯・高齢者世帯・日中独居世帯を対象に安否確認を兼ねた昼食の提供を行います。

③ 家族介護者交流事業

在宅で介護をしている方々を対象に、日々の疲れを癒し気分をリフレッシュしていただくことを目的に家族介護者同志の交流を深める機会を設け、この場で介護についての意見交換や介護技術の指導を行います。

④ 車いす貸出事業

⑤ 日常生活自立支援事業

日常生活上の判断が十分にできない方々が自宅で安心した生活ができるよう金銭の管理や福祉サービスの代行を行います。

⑥ 金銭管理サービス・財産保全サービス事業

日常生活自立支援事業や成年後見人制度など、他の社会資源の活用となるまでの間、金銭管理や書類等の預かり支援を必要としている方を対象に実施します。

6. ボランティア活動の推進

VC

地域福祉活動に対する関心の高まりや多様化する福祉ニーズの増大を受け、地域のかとなるボランティア活動に参加する人材の育成を行います。また、ボランティア活動に参加するうえで必要な知識を会得する養成事業や啓発活動による人材育成をはじめ学校や施設、企業など関係機関との連携を図り、さらには地域のこれからを担う子供達の福祉教育を共に推進して、地域全体の理解と協力を得られるような取り組みを進めてまいります。

また、ボランティア活動センターは、社協のフロントとして、地域の動く広告塔として役割を担うためにも、情報の収集、情報提供、広報活動の強化を図り、ボランティアの拠点として、町のボランティア活動における、中核的な役割を果たすとともに機能の充実を図ります。

このボランティア活動センターは、災害時の対応や防災意識の高揚を図るための災害ボランティアセンターとしての開設訓練等を併せて実施します。

《主な実施事業》

① 相談・登録・斡旋事業

- ア ボランティア相談員の設置
- イ ボランティア活動センター運営協議会運営委員会の開催
- ウ ボランティア保険の受付
- エ ボランティア情報紙「ぼらっとの発行」(隔月発行)
- オ 町社協VCホームページの更新(随時)
- カ 企業・NPO等との協働支援体制

② ふれあいサロン事業の推進・サロン支援員の配置

現在、町内29ヶ所において、住民主体によるふれあいサロンが活動しております。

平成25年度より、ふれあいサロン支援員を配置し、行政区へのサロン活動の周知と増設に努めておりますが、平成29年度も引き続き、現在活動しているサロンへの継続的な支援も併せて行います。

③ ボランティアまつりの開催

④ 各種ボランティア講座の開催

地域のニーズに応えられるよう、様々な各種プログラムの講座を行うことにより、ボランティアの資質の向上を図るとともに地域住民が気軽に集い交流できる機会を提供し、ボランティア活動への理解と参加を深めることを目的に実施します。

- ア ふれあいサロンリーダー研修会の実施
- イ ボランティア意見交換会・研修会の開催

⑤ スノーバスターズ事業・雪ん子見守り隊の実施

⑥ 学校向け出前講座の実施

「総合的な学習時間」のプログラムの企画立案や講師の紹介等に応じるとともに、学校と多様な関係機関(地域・企業・団体等)をつなげる中間支援としての機能も兼ね備えます。

⑦ 災害時支援活動の実施

豪雨災害での災害ボランティア活動センターの経験を活かし、県内において、災害が起きた場合、支援を行える体制づくりに努めます。

7. 高齢者福祉事業の推進

地域

町内の人口の高齢化の波は、着実に押し寄せてきております。平成28年度高齢化率は、町全体で33.1%台に達し、今後、ますます進むことは確実な情勢です。このような現状から高齢者対策については、高齢者が、生きがいのある生活が送れるよう事業を実施します。

また、中高年層を軸にして、生きがいを持って生活が営めるよう様々な高齢者福祉事業を実施します。

《主な実施事業》

- ① 一人暮らし老人昼食会の開催
(75歳以上の一人暮らし老人を対象に3か月ごとに年4回開催)
- ② 介護教室の開催(6回開催)

8. 児童及び母子・父子事業の推進

地域・VC

子育てに関する不安や負担に感じている家庭に対し、子育てボランティアが中心となって相談窓口となり、不安等の解消に努めます。また、雫石町や町内の保育施設、子育て支援を行っている機関との連携を図りながら、一元的な子育て支援の環境が整うよう社協が中心となって働きかけを行います。また、今年度も引き続き、一人親家庭の託児を一部無料化し、経済面・精神面ともにサポートします。

また、町内の7箇所の放課後児童クラブの運営を行いながら、児童の健全な育成に努めます。なお、運営に当たっては、保護者の皆さんに信頼を受け、安心して預け入れができる施設として、子どもたちが放課後に家庭に居るときと同様に過ごせる場を提供します。平成27年度からは、平日3日以上の学校休校日には学童保育を開設、平成28年度からは、非課税世帯の利用料減免を行っており、より一層放課後児童クラブ事業の充実に努めます。

《主な実施事業》

- ① 子ども一時預かり事業の実施
(子育て中の親が通院や社会参加活動の際等における預け入れによる支援)
- ② 一人親家庭子育て支援事業の実施 (託児事業の一部無料化)
- ③ 放課後児童クラブ事業の運営 (受託事業)
- ④ チャイルドシート貸出事業の実施

9. 生活福祉資金等の貸付による支援

援護

全国的にも「高齢者の貧困」「一人親家庭の貧困」「子供の貧困」等、「貧困」が構造的な課題を持ちながら存在し、深刻化していることが明らかになっています。これは町内でも大きな問題となっており、また、経済の低迷の流れを受けて「雇用止め・派遣切り」が失業や住居喪失を生みだす等「新しい貧困」が顕在化し、住民の生活不安は一段と高まっていると言えます。

このように、近年の新しい福祉課題・生活課題は、複合的な要因を持つことが多く、これに対応するためにも生活福祉資金貸付制度の周知を図り、安心した生活に早期に復帰できるよう、生活福祉資金相談員を配置し相談体制の強化並びに支援を行います。

《主な実施事業》

① 生活福祉資金の貸付

(県社協が主管。町社協が相談窓口となり、低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯等、失業等により生活に困窮している方に生活費及び一時的な資金の貸付を行う制度)

② 助け合い金庫の活用と貸付後の世帯指導(町社協で単独運営)

10. 民生委員・児童委員との連携強化

団体

民生委員・児童委員の役割は、より住民に身近な相談者・支援者として、また、地域福祉の具体的な推進者としての役割を担っていることから各方面から期待されております。地域に根ざした民生委員活動を展開します。

民生委員・児童委員が受けた多様な相談等は、社協が中心となり各関係機関と連携を図り解決していく総合的な相談・支援に対応する窓口の体制づくりに努めます

《主な実施活動》

- ① 民生委員・児童委員全員協議会、地区民生委員・児童委員協議会の充実した運営
- ② 一人暮らし老人への弁当提供や町内・小中学校との交流事業の実施
- ③ 相談・支援活動の強化
- ④ お互いさま情報交換会への参加
- ⑤ 各種研修会への参加

11. 広報活動の強化

地域・VC

広報活動は、福祉活動を展開するうえで、重要な情報伝達手段であります。

町社協の福祉施策の周知や地域福祉の課題を提起すること等において、重要な役割を担っており、町社協のフロントとも言えることから各種広報等の内容の充実を図ります。

《主な実施事業》

- ① 機関紙「社協だより」の発行(年3回発行)
- ② 事業実施などの周知用チラシ、パンフレットの各世帯配布(随時)
- ③ 町社協ホームページの更新(随時)

12. 福祉関係団体に対する援助・指導・交流活動の推進

団体

昨今、多くの団体では、新規加入者の減少による会員数の減少や会員の高齢化が進み、維持していくうえで大きな課題を抱えています。これにより、各団体の自主性を基調とした新規会員の加入促進や団体運営に関する支援を押し進めます。

また、現在の支援内容が事務及び助成金交付が中心である団体については、支援内容についても、指導、助言を含めて各団体の支援を行います。

[各支援団体]

- ア 身体障害者福祉協会
- イ 老人クラブ連合会
- ウ その他の福祉関係団体

13. 共同募金運動の推進

団体

赤い羽根共同募金、歳末助け合い募金運動を推進し、団体・個人への啓蒙に努め、理解と協力をいただくよう募金方法を再検討したうえで、募金の増額に努めます。

また、共同募金の配分について、新たに設けられた助成金交付団体の募集にあたり、制度の周知を図り、多くの団体が申請しやすく、さらに共同募金の有効活用が図られるよう共同募金に対する理解を深めていきます。

《主な実施事業》

- ① 赤い羽根共同募金運動・歳末助け合い募金運動の推進
- ② 歳末助け合いチャリティショーの開催
- ③ 共同募金運営委員会、審査委員会、専門委員会の開催(随時)

14. 日本赤十字事業の支援

団体

苦しんでいる人を救い、いかなる状況下であっても人間の命、健康、尊厳を守るという日本赤十字社の基本理念達成に向けて、多方面から支援を行い、住民に対し、赤十字事業に対する理解を深められるよう事業を推進します。

《主な実施事業》

- ① 日赤加盟校の育成強化
- ② 罹災世帯等への救援物資の支給など諸援護活動
- ③ 日赤社資募集運動に対する住民への周知活動の推進
- ④ 雫石町赤十字奉仕団の育成

15. 介護保険事業の適正運営

介護

① 居宅介護支援事業

町社協の特性を生かし、地域ニーズの把握とボランティア活動家などの人的つながりを通じて、利用者の拡大と優しく利用者の意向に添ったケアプランの作成に努めます。これには、介護担当職員が、利用者からの信頼を得るために対面時の接遇技術や介護事業の課題を的確に分析しながら良質のサービス提供に努めます。さらに、介護と医療の住み分けが難しくなる中で、利用者が混乱を来さないよう配慮をしていくとともに、他の介護サービス提供事業所等と緊密な連携を図り、地域での支えあいにつながるような活動や社会資源を有効に活用した、地域との結び付きを深められるような支援事業も併せて展開します。

② 訪問介護事業

介護保険制度開始当初より、訪問介護事業を実施しておりますが、訪問介護サービスだけで在宅生活を支えることは困難であり、家族の絆や地域での支えあいのための活動が重要となっております。

また、スタッフ同士の連携の強化を図るとともに、研修などに積極的に参加し、全ての訪問介護員が同じような質の高いサービスを提供し、一層の利用者拡大を図ります。

16. 第2次地域福祉活動計画の周知・実践

法人

社会福祉法第107条では、地域福祉を積極的に進めていくため、市町村が「地域福祉計画」を策定することが定められており、雫石町では平成27年(2015)3月に「第2次雫石町地域福祉計画」を策定しました。

それに伴い、町社協でも、『地域福祉活動計画(第2次)平成27年度から平成35年度(9年間)』を策定しました。

地域福祉計画は、施策化、事業目標の明確化を示した行政計画であり、地域福祉活動計画は、住民自らの行動計画づくりに取り組んでいく中で、「地域の福祉力」を高めていく「ヒント集」となっています。

町と町社協は、協働して地域の課題を把握し、解決に向けて取り組む必要性があり、共に連携が必要となります。計画としては、別々のものですが、雫石町における地域福祉を推進するという目的は同じです。

この共通の目的に向かって、町社協が「住民主体」という本来の活動原則に立ち返り、地域の生活課題を発掘・共有化し、課題解決を住民と共に図っていくためにも、地域住民へ地域福祉活動計画の周知を図り、実践に向けて始動していきます。

17. 雫石町生活支援体制整備事業の実施（新規）

地域

日常生活上の支援が必要な方が、住み慣れた地域で在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、地域に不足するサービスの担い手の養成などの資源開発や地域関係者とのネットワークの構築、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図る。(受託事業)

《主な実施事業》

- ① 生活支援コーディネーターの設置
- ② 地域ニーズの収集(生活支援サービスの掘り起し)
- ③ 支援ニーズの把握
- ④ 関係者間のネットワークの構築
- ⑤ ニーズとサービスの間接支援
- ⑥ サービス・支援の担い手となるボランティア等の養成
- ⑦ 生活支援体制整備推進協議体との連携・協働